

令和7年度(2025 年度)



豊中市魅力アップ助成金 募集案内

こんな事業に助成します

○豊中市の素材を活かした豊中市の魅力創造や向上・発信に資する事業

<申込～交付・事業報告会までの流れ>

※以下のスケジュールは前後する可能性があります。

募集説明会	2月3日(月) ※参加自由
申込募集期間(※1)	2月3日(月)～3月5日(水) ※まずはお相談ください。 06-6858-3201 (魅力文化創造課 都市ブランド推進係)
第一次審査(書類審査)	3月中旬～下旬(審査結果の通知)
第二次審査(公開プレゼンテーション)(※2)	4月中旬～下旬
交付・不交付の決定および通知	5月上旬～中旬
クラウドファンディング実施(※3)	交付決定から随時(ただし、寄附募集ページ等の準備のため、決定から2ヶ月後以降)
事業実施	令和8年3月末日まで
実績報告の提出期限	事業完了後30日以内(事業完了後、30日を経過する日が令和8年3月31日(火)を超える場合は3月31日(火)まで)
助成確定額の通知	実績報告書提出後、随時
請求書の提出	確定額の通知後、ご提出ください。
交付	請求書提出後、随時
事業報告会	令和8年2月予定(状況により延期・中止になる場合があります)

(※1) 学生団体コースに申込みの団体は応募前にご連絡ください。

(※2) ふるさと納税型クラウドファンディング枠に申し込んだ団体又は個人のうち、本助成金の交付確定を受けた実績のある事業等は除く場合があります。

(※3) ふるさと納税型クラウドファンディング枠に限ります。



ホームページはこちら

豊中市 都市活力部 魅力文化創造課 都市ブランド推進係
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 (豊中市役所第一庁舎5階)
電話 06-6858-3201 / ファクス 06-6858-3864
電子メール toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.jp



■目的

まちのあちこちで、楽しいにぎやかな事業・イベントに出会えるまち。そこで多くの人たちと出会い、自分らしい暮らしを創造していく。これは都市ブランドの向上をめざすにあたり、本市が最も大切にしている視点です。本助成金は、本市の魅力の創造・向上・発信につながる事業等の充実を通して、本市の都市ブランドの向上を図ることを目的とします。

■助成の要件

1. 助成対象者（団体・個人）

次の（１）～（３）を満たしていることが条件です。

（１）行政が事務局に参加していないこと。（行政機関が事務局に対して予算や人的支援などを行っていないこと）

（２）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定する処分を受けている団体又は個人でないこと。またはそれらの団体の構成員の統制下にある団体又は個人ではないこと。

（３）「豊中市出資法人等見直し指針」に規定する市の出資法人等ではないこと。

※団体又は個人の事務所を有する場所や活動場所は問いません。

※団体の法人格の有無は問いません。

◎上記を満たしている団体であり、構成メンバーの半数以上が学生（学校教育法第一条に規定する大学に在籍する学生）で構成されている団体は、学生団体コースでの申請が可能です。

※申込日時点において、申込者（代表者）が未成年である場合は、保護者の同意を得たうえでお申し込みください（別途同意書が必要です）。

2. 助成対象事業

次の（１）～（１２）の条件をすべて満たしていることが必要です。

（１）上記の助成目的を達成するために、本市の地域資源を活用した魅力の創造・発信につながる事業等であること。

<事業の例>

① 本市の資源を活かしたまちあるき（ツーリズムイベント）やアート・音楽等の事業

② 上記①と関連して実施されるワークショップやシティプロモーション等

※市内の地域資源を活かして①の事業を企画される場合は、可能な限り①の事業を通して当該地域資源や豊中市の魅力をどのように市内外へ広く発信するのか、といった②のプロモーション等の内容についても、事業内容に盛り込んでください。

（２）市内外から相当数の参加者が見込めるような規模のものであること。

（３）助成対象団体又は個人が本市内において自ら実施すること。

下記３分野に関連する事業は市の重点施策と合致する事業内容であることから、優先的に採択します。

①東西軸活性化に関連する事業

東西軸活性化エリア（東西に服部緑地と原田緩衝緑地を含み、曽根駅を中心に岡町駅より南、服部天神より北の区域。

ふれあい緑地や豊島体育館、武道館を含む※）内で行われる事業であること。

②南部地域魅力向上に関連する事業

南部エリア（本市内にある名神高速道路以南の区域※）内で行われる事業であること。

③2025 大阪・関西万博機運醸成に関連する事業

本市内で万博を冠とし、大阪・関西万博のテーマ、基本計画に沿った事業であること。

※本募集案内最終ページに対象区域図を示しておりますので、参照してください。

- （４）営利を目的としない事業等であること。
- （５）本市の他の制度による助成を受けない事業等であること。
- （６）令和7年度（2025年度）中に実施する事業等であること。
- （７）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的とする行為をしない事業等であること。
- （８）政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする行為をしない事業等であること。
- （９）「公職選挙法」に規定する特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする行為をしない事業等であること。
- （10）関係法令に適合する事業等であること。
- （11）ふるさと納税型クラウドファンディング枠は、助成対象経費額が 100 万円以上であること。
- （12）助成対象年度内の申込みは、1 団体又は個人につき、1 事業に限ります。

3. 助成額等

	一般枠		ふるさと納税型 クラウドファンディング枠
	一般コース	学生団体コース	
助成対象 経費額の 申込基準	問わない	問わない	100 万円以上の事業
助成率	助成対象経費の 2 分の 1 以内	助成対象経費の 3 分の 2 以内	助成対象経費の 10 分の 10
助成限 度額	100 万円 (千円未満切り捨て)	30 万円 (千円未満切り捨て)	申込額 (手数料を差し引いた全額)

○チケット代収入や広告料収入、本市以外からの助成金、寄附金など、事業等実施に伴う収入は助成金に優先して助成対象経費の支払いにあてるものとします。このため助成金額は、助成対象経費からこれらの収入を控除した額の範囲内となります。

○交付決定額は、内容を審査したうえ、交付申込額より減額することがあります。

○実際に交付される助成額は、事業等実施後の実績報告書及び決算書・領収書等から算出し、交付決定額を上限として確定します。

【ふるさと納税型クラウドファンディングについて】

ふるさと納税型クラウドファンディングは、本市がふるさと納税の寄附対象先として、助成対象団体又は個人が提案する事業を指定し、広く寄附を募るものです。寄附者が共感する事業を指定して応援することができ、寄附者の思いが直接助成対象団体又は個人に伝わります。

ふるさと納税型クラウドファンディングにかかる運営会社に支払う手数料および助成金は、本クラウドファンディングで集まった寄附金を財源とします。集まった金額が助成金として活用されますが、一部が運営会社への手数料として支払われます。

ふるさと納税型クラウドファンディングの活用にあたって

＜下記のプラットフォームをご活用いただきます＞

「豊中市寄付受付サイト」

運 営：豊中市

手数料：寄付額の 1%+消費税（左記はクレジットカードの場合。※詳細は魅力文化創造課 都市ブランド推進係にお問い合わせください）

＜募集方式等＞

○寄附募集期間：最大 3 カ月間（90 日間）

○募集方式：「金額達成型」

○集まった金額によって、交付する金額を決定します。

○オール・イン方式（目標金額に満たなくても寄附金を受け取れる方式）を採用しています。

交付決定された助成金全額を事業実施にご使用いただく必要があります。助成金額が目標額に満たなかった場合も、事業は実施してください。

やむを得ず事業変更等が生じるときは、事前に魅力文化創造課都市ブランド推進係にご相談ください。

○助成金の交付は精算払いとし、実績報告後になります。

○また、やむを得ない理由により、最終的に未助成金額が発生した場合は、本市の基金に積み立て、本市の同様の事業等に活用する場合があります。

○クラウドファンディングのページ作成にご協力いただきます。

（掲載する文言、写真等の提供をお願いします。）

○集まった額を全て事業にご使用していただきたいため、返礼品の設定は行わないことといたします。

4. 助成対象となる経費

事業等の実施に直接必要となる以下の経費で、令和 7 年度中によるものに限りません。ただし、会場の予約に必要な前払の使用料など、市長が特に認めた費用についてはこの限りではありません。

経費区分（費目）	内 容
人 件 費	外部スタッフアルバイト料など、事業実施に直接必要な賃金
謝 礼 金	講師・専門的立場の方・出演者への謝礼など
旅 費 交 通 費	出演者等への旅費や滞在費、コインパーキング等駐車場代、高速料金など
消 耗 品 費	材料費、事務用品、コピー代など
広 告 宣 伝 費	チラシ・ポスターなどのデザイン、印刷、ホームページのバナー広告など
手 数 料	クリーニング代、銀行への振込手数料など
通 信 運 搬 費	郵送料、切手代、携帯電話料金、作品運搬費など
保 険 料	事業等実施にかかる保険料など

使用料及び賃借料	会場使用料、機器等レンタル料、作品借料など
委託料	警備や会場設営、ごみ処理を業務依頼する場合など (企画自体の外部委託は認められません)
その他の経費	その他事業等実施に直接必要な経費で市長が特に認めるもの

※助成対象経費は消費税及び地方消費税を除く金額としてください。

※次のような経費は対象外となります。

- (1) 事務所の管理費など運営のための経常経費および役職員の給与など運営のための人件費
※役員(内部)のスタッフアルバイト料など含む
- (2) 助成対象事業以外の事業等と共通する経費
- (3) 販売を目的とする物品にかかる経費
- (4) 固定資産や備品購入にかかる経費(レンタル等料金より高額なもの、経常的に利用するもの)
- (5) 飲食費(打合せ・打ち上げ等にかかる飲食費、スタッフのまかないなど)
※熱中症予防・対策用は除く
- (6) 領収書等により団体又は個人の支払いが確認できないもの
※領収書が出ない交通費(新幹線、航空機、タクシーなどを除く)は要相談
- (7) 事業変更などに伴うキャンセル料(会場使用キャンセル料など)
- (8) その他、社会通念上公費を支出することが適切でないと判断されるもの

■申込み

5. 必要な書類等

◆申込みには、次の書類等の提出が必要です。

1	豊中市魅力アップ助成金 交付申込書	様式第1号
2	豊中市魅力アップ助成金 事業計画書	様式第2号
3	豊中市魅力アップ助成金 事業予算書	様式第3号
4	構成団体一覧表(※複数の団体で申込む場合に限りです)	様式なし
5	事業実施場所の地図	
6	申込団体の役員名簿(役職名・名前・住所が分かるもの)	
7	申込団体の定款、会則その他これらに類するもの	
8	本人確認ができるもの(マイナンバーカード、旅券、運転免許証等の写し) 法人においては、上記に加え法人が発行した身分証明書も必要です。	

※実施場所で当該申込事業が実施可能か事前にご確認ください。

※本人確認書類としてマイナンバーカードを提出される場合、表面のみコピーしてください。

※その他、必要と認める書類を提出してもらうことがあります。

6. 申込募集期間と場所等

(1) 申込募集期間は、令和7年(2025年)2月3日(月)から3月5日(水)です。

(2) 申込みは①～④の方法でご提出ください。

①郵送	〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市役所 魅力文化創造課 都市ブランド推進係 「豊中市魅力アップ助成金」担当あて
②直接持参	豊中市役所 都市活力部 魅力文化創造課 都市ブランド推進係

	(豊中市役所第一庁舎 5 階、平日：月～金（8 時 45 分～17 時 15 分）
③電子メール	魅力文化創造課 都市ブランド推進係 あて （アドレス： toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.jp ） メール提出の場合は、添付資料にパスワードをつけてください。パスワードは電話又は F A X で魅力文化創造課都市ブランド推進係担当者あてに伝えてください。
④電子申込システム	市ホームページ内の電子申込システム  ←電子申込システムはこちら https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8464

(3) 学生団体コースに申込みの団体は応募前に必ず魅力文化創造課都市ブランド推進係担当者までご連絡ください。

また、申込書の書き方など、ご不明な点がございましたら魅力文化創造課都市ブランド推進係にご相談ください。

(4) クラウドファンディング開始時期は、交付決定の 2 ヶ月後（7 月中旬）以降となります。寄附募集期間等を考慮のうえ事業を計画し、お申込みください。

〇お問合せ：電話 06-6858-3201（豊中市 都市活力部 魅力文化創造課 都市ブランド推進係）

7. その他

(1) 同一事業等に対する助成金の交付は、一般枠 3 回、ふるさと納税型クラウドファンディング枠 5 回を限度とします。

(2) 一般枠、ふるさと納税型クラウドファンディング枠の併用は不可です。

■審査

8. 審査（書類審査）

〇審査は、申込書類をもとに豊中ブランド戦略審議会豊中市魅力アップ助成金審査部会が行います。

〇申込書類には、下記の審査基準の 5 項目（公益性、話題性、先駆性、関係性、発展性）に基づいて行いますので、各項目を多く盛り込んでご記入ください。

〇結果は、郵送で通知いたします。

◆審査基準

項 目	配点	内 容
(1) 公益性	10	〇事業の目的内容が本制度の趣旨や豊中ブランド戦略の方向性に沿ったものか（公益性）
(2) 話題性	30	〇市内外（特に市外）に向けて、話題づくりになる要素があるか。（話題性） 〇SNS やポスター・チラシ等を活用した情報発信を頻繁に行う予定があるか。（伝播性） 〇多くの参加者、入場者、視聴者等が見込まれるものか。（集客性）
(3) 先駆性	20	〇今までにない視点から地域資源等を活用、融合し、新たな魅力や価値を生み出すことにつながるものか。（独自性） 〇企画内容や資金確保の手段など、今後のイベント等のモデルとなるような

		ものか。（先駆性）
（４）関係性	20	○連続して開催することで、参加者同士の出会いや交流が生まれ、今後の継続的な関係を築ける要素があるか。（関係性・連続性） ○複数会場での開催や屋内外での同時開催など、空間的に広がりがあるものか。（広域性）
（５）発展性	20	○積極的な資金確保に取り組んでいるか。また、安全配慮等を含めて実施体制は整っているか。（実現可能性） ○今後、継続的に実施され、地域の魅力へと育っていく期待を感じさせるものか。（発展性） ○本助成金の交付確定を受けた実績のある事業等については、前回の事業実施時の課題が明確であるか。またその改善策があるか。（発展性）

※第二次審査において採点結果が得点率50%未満の場合は、順位に関わらず不交付とします。

※「2. 助成対象事業 （3） ①～③」の事業を実施する団体又は個人は市の重点施策と合致する事業内容であることから、優先的に採択します。

■交付決定

9. 交付の決定と通知

（１）審査後、助成金の交付・不交付と、交付する場合は交付額を決定し、申込団体又は個人に文書で通知します。

※ふるさと納税型クラウドファンディングを活用する団体又は個人の場合は、審査後に助成金の交付・不交付を通知し、クラウドファンディング募集の終了後に交付額を決定し、文書で通知します。

（２）交付決定にあたり、条件をつける場合があります。

◆市からの通知文書

1	豊中市魅力アップ助成金 交付決定通知書	様式第4号
2	豊中市魅力アップ助成金 不交付決定通知書	様式第5号
3	豊中市魅力アップ助成金 交付額決定通知書 ※ふるさと納税型クラウドファンディング枠申込団体のみ	様式第6号

10. 申込みの取下げ

○交付決定通知書を受けた申込団体又は個人は、その内容（交付決定額や交付条件など）に不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に次の書類等を市長に提出することで、申込みを取り下げることができます。

○市は、取下げの申込みを受理し、文書で通知します。

◆取下げに必要な書類

1	豊中市魅力アップ助成金 取下げ申込書	様式第7号
---	--------------------	-------

◆市からの通知文書

1	豊中市魅力アップ助成金 取下げ受理通知書	様式第8号
---	----------------------	-------

■事業の実施

11. 事業の実施

- (1) 交付決定を受けた申込団体（以下「交付決定団体」という。）又は個人は、交付決定事業にかかわる収入・支出に関する帳簿や書類（領収書、レシート等）を常に整備し、助成対象年度の翌年度以降 10 年度の間保存してください。紛失や宛て名がないなどの不備がある場合は、助成対象経費と認められないことがあります。
- (2) 市は、助成金が事業計画や交付の条件に従って使われるよう、交付決定団体又は個人に対して助言や点検（検査）をすることがあります。
- (3) 事業実施に係るチラシなどの配布物に関して、市有施設への配布はご相談ください。
※市内学校等への配布は交付決定団体又は個人でご対応ください。

12. 事業計画の変更

- (1) 原則、計画どおりに実施していただきますが、やむを得ず、申込事業の計画や予算を変更する必要がある場合は、変更内容についてあらかじめ必ず市にご相談ください。
- (2) 市に相談後、変更の手続をする場合は、必要書類をご提出ください。
- (3) 市は、計画等の変更について認めるかどうかを決定し、交付決定団体又は個人に文書で通知します。

◆事業計画等の変更に必要な書類

1	豊中市魅力アップ助成金 事業変更申込書	様式第 9 号
---	---------------------	---------

◆市からの通知文書

1	豊中市魅力アップ助成金 事業変更決定通知書	様式第 10 号
---	-----------------------	----------

■事業実施後

13. 事業の実績報告

- (1) 交付決定団体又は個人は、事業の完了後 30 日以内に、市に実績報告書等をご提出ください。
ただし、30 日を経過する日が令和 8 年 3 月 31 日（火）を超える場合は 3 月 31 日（火）が提出期限となります。
- (2) 市は、実績報告書等に基づき、助成対象経費等について精査します。
- (3) 事業実施後、余剰金が発生した場合、助成金が減額されます。
- (4) 助成の金額を確定し、交付決定団体又は個人に文書で通知します。

◆実績報告に必要な書類

1	豊中市魅力アップ助成金 事業実績報告書	様式第 12 号
2	豊中市魅力アップ助成金 事業決算書	様式第 13 号
3	豊中市魅力アップ助成金 事業出納簿（収入・支出ごとにシートあり） ※発生順に記載してください。	様式第 14 号
4	領収書の原本と写し、またはスキャンデータ： 交付決定団体又は個人が支払った金額、支払い年月日、支払い理由、領収者の名前及び住所が記載され、領収者の押印があるもの ※原本は、写し（スキャンデータ）と照合後に返却します。 ※出納簿と領収書は番号を付けて対応するように作成してください。	様式なし
5	収入を示す書類：寄附金受領証明書の控えなど	

◆市からの通知文書

1	豊中市魅力アップ助成金 交付額確定通知書	様式第 15 号
---	----------------------	----------

14. 助成金の交付請求

交付決定団体又は個人は、交付額の確定通知書を受けた後に、速やかに市に助成金の交付を請求してください。

◆請求に必要な書類

1	豊中市魅力アップ助成金 交付請求書	様式第 16 号
---	-------------------	----------

15. 事業報告会への出席

事業の振り返りと参加者同士の交流を図るため、交付決定団体の代表者等又は個人は、本市が行う事業報告会に出席して事業の実施報告を行ってください。（状況により延期する場合があります）

16. 決定の変更・取消し、助成金の返還等

原則、計画どおりに実施していただきますが、事情の変更により特別の必要が生じたとき又は交付決定団体又は個人が次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、もしくは決定の内容やこれに付した条件を変更し、ならびに助成金の返還を求めることがあります。

- （１）助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき
- （２）交付決定の内容、決定に付した条件等に違反したとき
- （３）助成金の全部または一部を使用しなかったとき
- （４）当該交付決定事業において、偽りその他不正な行為があったと認められたとき
- （５）実績報告書類において、社会通念上、交付の決定及び額が適当でないと判断したとき
- （６）その他特別の必要が生じたとき



ホームページはこちら

豊中市 都市活力部 魅力文化創造課 都市ブランド推進係
〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1（豊中市役所第一庁舎 5 階）
電話 06-6858-3201 / ファクス 06-6858-3864
電子メール toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.jp
市ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp>

○東西軸活性化コースの対象区域

